

さいたま市食品ロス削減キャンペーン運営業務 企画提案実施要綱

1 目的

「さいたま市食品ロス削減キャンペーン」の企画立案、広報、応募者対応等の一連の業務の受託者を企画提案方式により選定することとし、当該選定に係る手続き等については、本要綱で定めるものとする。

2 業務概要

- | | |
|------------|------------------------------------|
| (1) 件名 | さいたま市食品ロス削減キャンペーン運営業務 |
| (2) 業務の内容 | 別紙「さいたま市食品ロス削減キャンペーン運営業務要求水準書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和7年2月28日（金）まで |
| (4) 事業費限度額 | 2,259,400円（消費税及び地方消費税を含む。） |

3 受託者選定方法

公募型プロポーザル方式

4 応募資格

本件に参加する事業者は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) この告示をした日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「イベント・催事」の受注希望業務「イベント/企画・運営」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあつては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと。

5 応募書類等の交付

本件に参加する事業者に対し、下記の書類を無償で交付する。

- (1) 交付場所
「15 事業所管課（問合せ先及び提出先）」を参照
- (2) 交付期間
「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照
- (3) 交付資料
 - ① さいたま市食品ロス削減キャンペーン運営業務 要求水準書
 - ② さいたま市食品ロス削減キャンペーン運営業務 企画提案実施要綱
 - ③ さいたま市食品ロス削減キャンペーン運営業務 企画提案様式
- (4) その他
交付資料については、さいたま市ホームページ（トップページ＞事業者向けの情報＞届出・手続き＞入札・契約＞お知らせ）においてもダウンロード可能。

6 本件に関する説明会

- (1) 本件に関する説明会は開催しない。
- (2) 本件の内容に関する質問がある場合については、「8 質問及び回答」を参照すること。

7 本件への参加意思の表明

本件に参加する事業者は、以下のとおり参加意思表明書を提出すること。

- (1) 提出書類
「別表3 様式一覧」中の様式1 参加意思表明書
- (2) 提出方法
持参または郵送
- (3) 提出先
「15 事業所管課（問合せ先及び提出先）」を参照
- (4) 提出期限
「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照

8 質問及び回答

本件の内容に関して質問がある場合は、以下の方法で質問を行うことができる。なお、質問に際しては、以下の事項を遵守すること。

(1) 受付期間

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照

(2) 質問方法

「別表3 様式一覧」中の様式2 質問書に記載し、電子メールにより提出すること。

※ 電子メール以外の方法による質問には回答しない。

※ 受付期間外の質問には回答しない。

※ 電子メールの件名は「【質問・事業所名】さいたま市食品ロス削減キャンペーン運営業務」とすること。

※ 電子メールの送信後、必ず「15 事業所管課（問合せ先及び提出先）」へ受信確認の電話連絡を行うこと。

(3) 提出先

「15 事業所管課（問合せ先及び提出先）」を参照

(4) 回答

質問の内容及び回答は、令和6年6月11日（火）までに、さいたま市ホームページ（トップページ＞事業者向けの情報＞届出・手続き＞入札・契約＞お知らせ）に公開する。

※ 質問者の名称は非公開とする。

9 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の内容

「さいたま市食品ロス削減キャンペーン運営業務 要求水準書」を参照のうえ、「別表4 提出書類一覧」に示す書類を提出すること。

(2) 企画提案書等の提出

① 提出書類

「別表4 提出書類一覧」を参照

② 提出方法

持参または郵送

③ 提出先

「15 事業所管課（問合せ先及び提出先）」を参照

④ 提出期限

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照

(3) 企画提案書等の受理

① 書類の不備・不足等が確認された場合は、企画提案書等を受理しない。

- ② 「別表4 提出書類一覧」で指定する書類以外は、受理しない。
- (4) 企画提案書等の取扱
 - ① 提出書類は返却しない。
 - ② 「別表2 企画提案実施スケジュール」中の企画提案書等提出期間以後の書類の追加、再提出、差替、内容変更は認めない。
 - ③ 配置予定の責任者等は、原則として変更できないものとする。

10 企画提案会の実施

企画提案書を補完するため、企画提案会（プレゼンテーション）を実施する。

- (1) 実施日時、場所
 - 「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照
 - ※ 詳細は、「別表3 様式一覧」中の様式1 参加意思表明書を提出した者に対し、郵送により別途通知する。
- (2) 実施方法
 - 提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーション（説明15分、質疑応答5分）を行う。
 - ※ 出席者は2名以内とする。
 - ※ 説明資料は企画提案書のみとし、追加資料の持込やパソコン等を使用してのプレゼンテーションは禁止する。
- (3) 注意事項
 - プレゼンテーションでは、企業名を伏せて説明を行うこととする。企画提案書やその他プレゼンテーションに使用する資料等には、企業名、企業ロゴ等を記載しないこと。
 - プレゼンテーションは非公開とする。（録画録音等も禁じる。）

11 審査・選定

- (1) 企画提案については、企画審査委員会が「別表1 審査基準表」に基づき審査を実施し、総合的な評価により企画提案の順位を決定する。
 - なお、審査の段階で本市の要求水準を満たさないものであると判断した場合は、順位付けの対象としない。
- (2) (1)に記載する企画提案の評価結果により、最も順位が高かったものを第一契約候補者として選定する。なお、すべての企画提案が本市の要求水準を満たさないものであると判断した場合は、第一契約候補者を選定しない場合がある。
- (3) 評価の結果は、他の企画提案者の名称、得点も含めて「10 企画提案会の実施」による企画提案会に参加したすべての者に通知する。

12 辞退届

「別表3 様式一覧」中の様式1 参加意思表明書の提出後、本件への参加を辞退する場合は、速やかに下記書類を提出すること。

(1) 提出書類

「別表3 様式一覧」中の様式3 辞退届

(2) 提出方法

持参または郵送（事前に電話連絡を行うこと）

(3) 提出先

「15 事業所管課（問合せ先及び提出先）」を参照

13 関連事業

提案にあたっては、以下のURLに掲載している市の関連事業の情報を熟読の上、企画書を作成すること。

(1) 食品ロス削減事業全般に関すること

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/012/index.html>

14 その他

(1) 本件の手続きに係る一切の経費は、参加者の負担とする。

(2) 企画提案の内容が、業務委託の内容としてそのまま実施されるとは限らない。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

① 「4 応募資格」に掲げる要件を満たさなくなった場合

② 提出書類に虚偽の記載があった場合

③ 審査の公平性を害する行為があった場合

④ 「10 企画提案会の実施」による企画提案会に参加しなかった場合

⑤ 見積金額が「2 業務概要」で示す事業費限度額を超えている場合

⑥ 提出期限までに企画提案書等の提出がない場合

15 事業所管課（問合せ先及び提出先）

所管課	さいたま市 環境局 資源循環推進部 資源循環政策課 政策推進係
所在地	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
TEL	048-829-1338
FAX	048-829-1991
E-mail	shigen-junkan@city.saitama.lg.jp

別表1 審査基準表

項目	提案内容	審査の視点	配点
1 事業実績及び運営体制			
(1)類似事業の実績	・本業務と類似した業務の実績	・キャンペーン運営等、類似業務の受託実績 ※件数だけでなく、本業務を実施するに当たってふさわしい実績内容であるかについても評価する。	15
(2)事業全体スケジュール	・事業全体に係るスケジュール	・実現性が確保されたスケジュールとなっているか。	15
(3)事業の運営体制	・事業の運営体制	・事業を実施するための人員・体制は妥当か。	15
2 業務内容			
(1)企画内容	・食品ロス削減キャンペーンの企画提案	・メインターゲットである20代から30代の市民に向けて、事業の趣旨が効果的に伝わる企画内容か。	10
		・市民の誰もが気軽に参加できるキャンペーンになっているか。	10
		・市のこれまでの食品ロス削減施策と整合が取れ、かつ新規性のある内容となっているか。	10
		・キャンペーン実施物品のごみ減量・資源化が図られているか。	5
(2)広報	・周知・啓発に効果的な広報の実施	・メインターゲットである20代から30代を中心に多くの年齢層に周知・啓発できる広報手段か。	15
		・さいたま市民に的を絞った広報手段か。	5
合計			100

別表2 企画提案実施スケジュール

告示	
令和6年5月27日(月)	・企画提案募集開始
応募書類等の交付期間	
令和6年5月27日(月)から同年6月14日(金)午後4時まで	・「14 事業所管課(問合せ先及び提出先)」で交付。 ・さいたま市ホームページ(トップページ>事業者向けの情報>届出・手続き>入札・契約>お知らせ)においてもダウンロード可能。
参加意思表明書提出期間	
令和6年5月27日(月)から同年6月14日(金)午後4時まで	・「別表3 様式一覧」中の様式1 参加意思表明書により提出すること。
質問受付期間	
令和6年5月27日(月)から同年6月7日(金)午後4時まで	・「別表3 様式一覧」中の様式2 質問書に記載し、電子メールにより提出する。
質問に対する回答	
令和6年6月11日(火)までに実施	・質問の内容及び回答は、さいたま市ホームページに公開する。 ※ トップページ>事業者向けの情報>届出・手続き>入札・契約>お知らせ
企画提案書等提出期間	
令和6年6月17日(月)から同年6月28日(金)午後4時まで	・提出書類は「別表4 提出書類一覧」を参照。
企画提案会	
令和6年7月3日(水)実施予定	・詳細は郵送により通知する。
結果通知	
令和6年7月上旬を予定	・郵送により通知する。
契約	
令和6年7月中旬を予定	

※ 「応募書類等の交付期間」、「参加意思表明書提出期間」、「質問受付期間」、「企画提案書等提出期間」については、さいたま市の休日を守る条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除き午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

別表3 様式一覧

No.	書類名	様式番号
1	参加意思表明書	様式1
2	質問書	様式2
3	辞退届	様式3
4	見積書	様式4
5	委任状	様式5

別表4 提出書類一覧

※副本には企業名・企業ロゴ等を記載せず、参加意思表明書提出後に本市が通知する仮称を記載すること。

No.	書類名	提出部数	提出期限（必着）
1	参加意思表明書（様式1）	1部	令和6年6月14日（金） 午後4時
2	<p>企画提案書</p> <p>企画提案書には、以下項目を記載すること。</p> <p>(1) 業務経歴</p> <p>① 会社概要</p> <p>② 自治体が委託者となるキャンペーン運営業務の受託実績</p> <p>※平成31年4月から令和6年3月まで</p> <p>※内容も評価対象となるため、詳細に記載すること。記載件数の上限は設けない。</p> <p>(2) 業務体制等</p> <p>① キャンペーン運営業務担当編成表</p> <p>(3) 具体的実施方法</p> <p>別紙「さいたま市食品ロス削減キャンペーン運営業務 要求水準書」の「6 業務の内容」について、具体的な実施手法及び期待できる成果などをA4版6ページ以内で明記すること。</p> <p>(4) 工程計画表</p>	<p>正本1部</p> <p>副本10部</p>	令和6年6月28日（金） 午後4時
	<p>見積書（様式4）</p> <p>※ 代理人をして見積をさせる場合は、委任状（様式5）を提出し、見積書には代理人の記名押印をすること。</p> <p>※ 見積書には、積算内訳書（様式任意）を必ず添付すること。</p>	1部	